

共同研究報告 ジェンダーと人権に関する研究

1. 研究題目：ジェンダーと人権に関する研究

2. 研究担当者：安川悦子（現代社会学科）、森正（現代社会学科）、久田絢子（現代社会学科）、野中壽子（人間科学科）石川洋明（現代社会学科）

3. 研究目的：

ジェンダーと人権に関する理論的・実証的研究

- (1) ジェンダーに関する研究環境整備および理論的研究
- (2) 本学におけるジェンダーと人権をめぐる調査研究

4. 研究成果：

上記の目的（1）（2）それぞれに関する成果は、おおよそ以下の通り。

（1）本学部の前身の一つである名古屋市立女子短期大学は、ジェンダー研究の環境整備のため、本学部発足以前から女性問題関係図書・文献の充実を図ってきた。それは本学部発足当時に本学に引き継がれ、それに加える形で引き続き関係図書・文献の充実が図られてきた。

現在、総合情報センター山の畑分館の一角に「女性問題資料」として所蔵されているこれらの図書・文献を整理し、名古屋市立女子短期大学で作成された図書・文献解題目録の補遺を作成することが、これらの資料を活かし、本学におけるジェンダー研究の環境を整備するために有効であると考え、本プロジェクトでは、これまでの解題目録の不備をチェックするとともに、2000年3月までに整理されたものについての解題を作成した。さらに今後の図書・文献解題目録として利用の便を考慮し、作業を女性問題関係文献目録刊行会に依頼して、CD-ROM「女性問題関係・図書・文献解題目録」を作成した。

（2）本学におけるジェンダーと人権をめぐる調査の基礎作業として、セクシュアル・ハラスメント（以下SHと略記）に関する研究をおこなった。主な内容は、〔1〕啓発活動に関する検討、〔2〕調査質問紙作成のための準備作業、である。

〔1〕においては、主に学内啓発ポスターの伝えるメッセージが検討された。たとえば本学のポスターにおいては、「人格を傷つけ、侵害する行為」という文言が明記され、人権に対する問題性が明らかになっている点が評価されたが、「気軽に相談を」という文言が、相談・告発のきわめて困難なSHの実情を反映していない点で評価を下げた。また、「不快を感じたらやめるように意思表示」以下の文言は、意思表示できない立場に一定の理解を示した文言にはなっている

が、「意思表示」が最初にくることで読み手に与えるプレッシャーにいささかの懸念が残った。

他大学の例では、たとえば愛知教育大学の「セクシュアル・ハラスメントはなくすことができるし、なくさなければならない」といった文言が、防止への強い意志を感じさせる点で評価が高かった。

〔2〕では、質問紙の構成・文言等の検討をおこなった。北仲・高島の論文によれば、SH調査が明らかにしようとするものはさまざまである。それは大きく分ければ「被害実態」と「意識」の2つに分かれる。被害は、経験の有無のみを聞くものからよりくわしい行為内容やそのときの気もちなども聞くものまで細かくバリエーションがある。意識は大まかには「概念認知度」「SH問題に対する態度」「対策・施策についての意見」の3つに分かれ、その中でさらに細かいバリエーションがある。

これらを参考に、実際のSH調査質問紙試案の設計をおこなった。設計の方針として、いくつかの属性項目や意識項目と、被害の認知や防止意識などとの相互関係が、少なくともカイ二乗検定のレベルで検出できることをめざした。

設計の過程で、学生部より、本学内でのSH調査実施の意向が示され、SH学内相談員に対して調査方法・内容などについての意見が求められた。本プロジェクトメンバーの何人かは学内相談員の任にあったため、質問の趣旨も勘案し、本研究での今までの成果にもとづいた意見書を提出した。おそらくは今後、この研究成果の一部を生かす形で本学内でのSH調査がおこなわれるものと思われる。実地の調査に研究成果を生かすべく、今後とも努力していきたい。